

島根県立松江北高等学校魅力化コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は島根県立松江北高等学校魅力化コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、松江北高等学校が目標とする地域社会、日本社会、国際社会における有為な人材の育成と生徒によりよい学びを提供するための環境づくりを目指して、地域の多様な関係者と高校とが主体的・創造的な対話を行いながら協働体制を構築することにより、松江北高等学校の学校教育をよりよいものにしていくことを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域と協働した探究的な学習活動の支援に関すること。
- (2) グローバル人材の育成に関する産学官連携の在り方の研究・開発に関すること。
- (3) 医療人材の育成に関する高大官連携の在り方の研究・開発に関すること。
- (4) 事業評価の分析およびそれに基づく協働体制の在り方に関すること。
- (5) 中学校や地域社会に向けた松江北高等学校の魅力の対外的な情報発信に関すること。

(組織)

第4条 コンソーシアムは、松江北高等学校と別表1に掲げる協働活動に関わる団体等（以下「構成団体等」という。）により組織する。

- 2 コンソーシアムには、学校経営に関する協働事業の基本方針等を協議・承認する役員会と、具体的な協働活動を行う部会を置く。
- 3 コンソーシアムには、連絡・調整を行う事務局を置く。

(役員会)

第5条 役員会の役員は、構成団体等が原則1名以上を推挙し、校長が委嘱する。

- 2 役員会の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 3 役員会に次の役職をおく。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名（ただし、2名のうち、1名は校長とする。）
- 4 会長および副会長の1名は、役員会の互選によりこれを定める。

(会長、副会長の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、コンソーシアム及び役員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- 3 会長は、事務局員より事務局長を選任する。

(役員会の運営)

第7条 役員会は、会長が校長と協議の上、招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。

- 2 役員会は、原則年3回開催する。ただし、必要に応じて臨時に役員会を開催することができる。
- 3 役員会の議長は、会長をもって充てる。
- 4 役員会は、役員半数以上の出席により成立するものとする。
- 5 役員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。
- 6 役員会の議事は、出席役員過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(役員会の承認等)

第8条 会長は、第3条に掲げる事業について、役員会の承認を得るものとする。

- 2 役員会は、各部会での活動や決定事項について共有・振り返り・熟議することで、よりよい取組の推進のための連絡・調整・支援を行う。

(部会)

第9条 部会は、コンソーシアムの協働活動の場とする。

- 2 各部会において、部会長を置く。
- 3 各部会の事業方針は、役員会において決定し、校長と協議のうえ実施する。
- 4 部会を新たに立ち上げる場合は、役員会で決定する。

(事務局)

第10条 松江北高等学校に事務局を置き、コンソーシアムに関する事務を処理する。

(規約の変更等)

第11条 この規約は、役員会の議事を経なければ変更することはできない。

- 2 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、役員会の議事を経て会長が定める。

別表1（第4条関係）

団体名等
島根県立松江北高等学校
松江北高等学校PTA
双松会（松江北高等学校卒業生会）
県内大学
医療関係団体
松江市内中学校
地元企業
地域住民
学識経験者

附則

この規約は、令和4年3月10日より施行する。